

物品売買契約書

一般財団法人クリーンいわて事業団いわてクリーンセンター(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)とは、物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

第1 甲が乙から購入する物品の品名、規格及び数量は、次のとおりとする。

- (1) 品名 普通乗用車(新車)
- (2) 規格 別紙仕様書のとおり
- (3) 数量 1台

第2 契約金額及び契約保証金は、次のとおりとする。なお、第1号の「消費税額」は、取引に係る消費税及び地方消費税の額である。

- (1) 契約金額 金 円(うち消費税額 円)
- (2) 契約保証金 金 円

第3 物品の受渡場所及び納入期限は、次のとおりとする。

- (1) 場所 いわてクリーンセンター(奥州市江刺岩谷堂字大沢田 113 番地)
- (2) 納入期限 令和3年3月19日

第4 乙は、物品を納入したときは、その旨を甲に通知し、甲は、通知を受けた日から起算して 10 日以内に、物品検収員をして、乙又は乙の指定する者の立会いの上、当該物品を検収するものとする。

2 乙又は乙の指定する者が、前項の検収に立会いできないときは、確実な代理人を立会いさせるものとする。

3 物品の所有権は、第1項の検収に合格したときに乙から甲に移転するものとし、移転前に生じた損害及び検収のために必要な費用は、乙の負担とする。

第5 乙は、検収の結果不合格となった物品を遅滞なく引き取り、速やかに代品を納入するものとする。この場合における検収は、第4の定めるところによる。

第6 甲は、物品の納入が完了した後において、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して 30 日以内に代価を支払うものとする。

第7 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価の支払を遅延した場合においては、乙に対して支払の日までの日数に応じ、契約金額につき年 2.6 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第8 乙は、自己の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入しない場合は、違約金として、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既納部分相当額を控除した額につき年 2.6 パーセントの割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

第9 乙は、納入物品の引渡し後1年間は、その隠れた瑕疵について補修の責めを負わなければならない。

第 10 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙から契約解除の申出があったとき。
- (3) 乙が契約の履行について不正の行為をしたとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品の製造の請負又は買入れ契約を締結する権限をもつ事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力 団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) その他乙又はその代理人がこの契約に違反したとき。

2 前項の規定によって甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

2 前項の規定によって甲がこの契約を解除したときは、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

第11 乙は、この契約履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに、警察官に通報しなければならない。

第12 乙は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛金債権の譲渡をした場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生じるものとする。

3 乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

第13 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

(甲) 岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田113番地
一般財団法人クリーンいわて事業団
いわてクリーンセンター 所長 上山 英明 印

(乙) 印

注 契約の相手方が、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項の中小企業者以外の者である場合は、第12第1項ただし書及び第12第2項の規定の記載を要しないこと。